

令和5年度 新人看護職員卒後研修事業委託仕様書

1 事業目的

本事業は、新人看護職員の臨床実践能力の基礎形成、看護専門職業人としての責任・役割の理解ならびに新人看護職員を支える教育担当者等（研修責任者・教育担当者、実地指導者）の指導力向上を目的としており、医療施設が実施している施設内研修の補助的役割を担っている。また、新人看護職員を支えるため、教育担当者等だけではなく、医療施設内の全職員が新人看護職員に関心を持ち、皆で育てるという研修体制の構築、組織文化の醸成を目指すものである。

2 委託業務

新人看護職員卒後集合研修及び教育担当者等研修の実施

(1) 実施内容

① 新人看護職員卒後集合研修事業

ア 目的

医療施設が実施している施設内研修を補完するための集合研修を実施することにより、新人看護職員研修の着実な推進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

新人看護職員を対象にする施設内研修（看護職員として必要な基本姿勢と態度、技術的側面、管理的側面といった臨床実践能力の要素を研修項目とし、講義や演習等を通じて獲得するものであって、新人看護職員研修ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に沿ったもの。）を補完する研修を企画・立案し、実施する。実施にあたり、新型コロナウイルス対策のため看護学校での現場実習の機会が平常時より減少している状況を踏まえ、新人看護職員のリアリティショックへの対応に配慮した内容を含むものとする。

② 教育担当者等研修事業

ア 目的

教育担当者等がガイドラインに沿った施設内研修の実施に必要な能力（※）を習得し、適切な研修実施体制を確保することを目的とする。

（※）研修責任者、教育担当者に必要な能力

- a 最適な研修方法を選択して、新人看護職員及び実地指導者に教育的に関わる能力
- b 新人看護職員の臨床実践能力、研修計画などの評価を行う能力
- c 研修計画を円滑に運用できるよう部署管理者や指導者を始め、部署内のスタッフに説明する能力
- d 新人看護職員の臨床実践能力の修得状況、新人看護職員の置かれている状況を把握した上で、実地指導者の指導上の問題を一緒に解決する能力 等

（※）実地指導者に必要な能力

- a 新人看護職員に教育的に関わる能力
- b 新人看護職員と適切な関係性を築くコミュニケーション能力
- c 新人看護職員の置かれている状況を把握し、一緒に問題を解決する能力
- d 新人看護職員研修の個々のプログラムを立案できる能力
- e 新人看護職員の臨床実践能力を評価する能力

イ 事業内容

施設内研修における教育担当者等としての役割を担う者又はその任にあたる予定のある者を対象に、ガイドラインで求められているそれぞれの能力を習得するための研修責任者・教育担当者研修及び実地指導者研修を企画・立案し、実施する。

なお、研修の内容には以下の項目を盛り込むこと。

a 研修責任者・教育担当者研修

- ・新人看護職員研修ガイドラインの考え方
- ・研修体制の構築と運営
- ・研修計画の企画と評価
- ・到達目標の理解と設定
- ・教育に関する知識
- ・課題と解決策の検討
- ・年間教育計画の立案
- ・教育担当者及び実地指導者の役割と育成

b 実地指導者研修

- ・組織の教育システム
- ・新人看護職員の現状
- ・学習に関する基礎知識
- ・メンタルサポート支援
- ・看護技術の指導方法

(2) 実施期間及び定員

- ① 新人看護職員卒後集合研修事業 5日間 130名程度
(効果的な新人看護職員教育のため、4月を目処に研修を開始すること)
- ② 教育担当者等研修事業
 - ア 研修責任者・教育担当者研修 3日間 60名程度
 - イ 実地指導者研修 4日間 100名程度

※受講希望者が参加しやすいように配慮した日程とすること。

※研修会場の収容人数超過により受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分と

なること等の不利益が受講者に発生しないと判断することができ、かつ、講師の許可を得た場合は、上記定員を超過しても良いものとする。

(3) 実施体制

研修責任者及び担当者は、新人看護職員が臨床実践能力を獲得できるような研修および教育担当者等が施設内研修に必要な能力を獲得できるような研修を適切に企画、実施できるよう、看護知識・技術、教育に係る知識、組織マネジメントに係る経歴を有している者を含むものとする。

(4) 受講環境等及び感染防止対策

- ① 受講環境は対面形式、オンライン形式または両形式を併用できるものとするが、対面形式による場合は講習期間中、専用に利用できる教室を確保すること。
- ② グループワーク等を効果的に行うための環境の確保に努めること。
- ③ 教室等は採光、換気等が適当であり、受講者数に応じた面積を確保するなど、学習環境について配慮すること。
- ④ 受講者が医療施設で勤務していることをふまえ、研修開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症に対する県の対応方針をふまえた基本的な感染防止対策を講じること。

(5) その他

- ① 研修の実施にあたっては、多くの医療施設が参加しやすいよう配慮すること。ただし、あらかじめ(2)に定める定員を上回ることが見込まれ、受講環境が悪化すること、受講者に対する支援体制が不十分となること等の不利益が受講者に発生すると判断される場合は、県に協議の上、受講資格や条件などを付すことができるものとする。
- ② 本委託事業の実施に必要な経費が委託料を上回ることが見込まれる場合に限り、県に協議の上、あらかじめ参加費を設定し、受講者から徴収して事業費に充当することができる。
- ③ 研修実施後は、受講者の意見等を把握し、研修内容・運営方法等の評価を行い、成果物として実績報告書を県に提出すること。

3 委託期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 打合せ協議の実施及び議事録の作成

本事業の受託者は、本事業の円滑な進捗を図るため、県と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合は、当該内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

5 留意事項

- (1) 委託者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。

また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- (2) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (3) 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) 委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託者は県に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (5) 受託者は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により県の承諾を受けなければならない。この場合において、受託者は第三者の行為について県に対して全ての責任を負うものとする。
- (6) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。また、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。
- (8) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (9) 受託した業務がすべて完了した時点をもって、直ちにすべてのデータ等を破棄、処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。
- (10) (1) ～ (9) の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。